

**A10** 予防接種の委託料は、原則として課税の対象となります。

予防接種の委託料は、地方公共団体の雇用契約またはこれに準ずる契約に基づき受け取る報酬（給与所得）や医師会を通じて支払われる報酬で給与所得となるものであれば消費税の課税対象となりませんが、委任契約に基づく場合は消費税が課されます。

予防接種には学校用、乳児用の麻疹、日本脳炎、二種混合、三種混合、65歳以上のインフルエンザなどがあります。なお、予防接種を受けたことにより発病した場合の公費負担となる医療費は非課税に該当し、また犬にかまれた患者に狂犬病の予防接種を行うなど通常の医療として行う場合の医療費は非課税に該当します。